

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「知事戦略公室長」を「部等の担当部長  
知事戦略局長」に改め、「企画総務

部副部長」、「文化の森振興センター所長」、「二十一世紀館長」及び「（区分が一種で

「統括監

ある者を除く。）」を削り、「統括監」を文化の森振興センター所長に改め、「障が

二十一世紀館長

い者相談支援センター所長」、「発達障がい者総合支援センター所長」、「本部長」及び

「男女共同参画総合支援センター所長」を削り、「中央こども女性相談センター所長」を

「中央こども女性相談センター所長

障がい者相談支援センター所長

発達障がい者総合支援センター所長

農林水産総合技術支援センター副所長」

、「（区分が二種である者を除く。）」及び「食肉衛生検査所長」を削り、「保健製薬環

「食肉衛生検査所長

境センター所長」を動物愛護管理センター所長

保健製薬環境センター所長

男女共同参画総合支援センター所長」

、「農林水産総合技術支援センター副所長

農林水産総合技術支援センターの課長」

農業大学の課長を除く。）」に改め、「上席秘書幹」、「秘書幹」及び「政策調査幹」

「推進幹

秘書室長

を削り、「推進幹」を外事室長

政策推進室長

航空消防防災室長」

「航空戦略幹」を削り、「工業技術センター副所長」を

本部長

「主幹」を「部等の担当課長（観光誘客課の担当課長を除く。）

主幹

」を「航空安全・防災調整幹」に改め、「食肉衛生検査所次長」及び「動物愛護管理セン

「副館長

ター次長」を削り、「副館長」を食肉衛生検査所次長

動物愛護管理センター次長」

を削り、「名古屋事務所長

「家畜保健衛生所次長」を「家畜保健衛生所次長

農林水産総合技術支援センターの担当課長」

に改め

、同表議会議事務局の項中「次長」を「副局長」に、「担当室長」を「担当室長」に改め、  
同表教育委員会の項中「政策調査幹」及び「競技力向上推進幹」を削る。担当課長

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。